「高山信用金庫 通帳レス口座」に関する特約

2025 年 2 月 25 日　改定

１．（特約の適用範囲等）

（１）この特約は、「高山信用金庫通帳レス口座」（以下「通帳レス口座」という。）に適用される事項を定めます。

（２）この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。

①　普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
②　総合口座取引規定
③　普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定
④　自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
⑤　自動継続新型複利定期預金規定
⑥　定期預金共通規定
⑦　定期積金規定（スーパー積金）

２．（通帳レス口座）

（１）通帳レス口座とは、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『たかしんスマホ通帳』の利用により入出金明細を確認いただく普通預金口座をいいます。

（２）預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続により通帳を発行する預金口座（以下「有通帳口座」という。）のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。

（３）通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および『たかしんスマホ通帳』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

３．（取扱店の範囲）

（１）通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。）のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金、定期積金の入金等）はご利用いただけません。

（２）当金庫の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

４．（入出金明細の確認）

（１）通帳レス口座の入出金明細は、『たかしんスマホ通帳』によりご確認いただけます。

（２）前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

５．（有通帳口座から通帳レス口座への切替え）

（１）有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、『たかしんスマホ通帳』により切替えることができるものとします。

（２）有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。その時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、店頭にてご確認ください。

（３）切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、切替日の翌々日から、『たかしんスマホ通帳』で確認することができます。なお、切替前に通帳に記帳されている入出金明細については、本アプリでの確認はできません。

（４）有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、『たかしんスマホ通帳』で確認ができます。

６．（通帳レス口座から有通帳口座への切替え）

（１）当金庫所定の手続により、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができるものとします。

（２）通帳レス口座を『たかしんスマホ通帳』から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。

（３）新たに発行する通帳には、有通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。

（４）切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。

７．（預金の受入れ）

店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『たかしんスマホ通帳』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

８．（預金の払戻し等）

（１）店頭における通帳レス口座のお取引をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『たかしんスマホ通帳』における有効な口座情報の提示を求めることがあります。

（２）当金庫は、前項のお取引の手続に加え、当該預金のお取引を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまではお取引を行いません。

９．（『たかしんスマホ通帳』による定期預金取引に関する注意事項）

（１）『たかしんスマホ通帳』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『たかしんスマホ通帳』に普通預金口座または総合口座の普通預金部分（通帳レス口座を含む。）をご登録いただく場合に受け付けます（以下本条において、ご登録いただいた普通預金口座を「登録普通預金口座」という）。

（２）本アプリを利用した定期預金取引においては、本アプリでの表示により通帳・証書の記載に代えることがあります。

（３）『たかしんスマホ通帳』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録普通預金口座、またはお客様が指定するお客様名義の他の普通預金口座（登録普通預金口座と同一の信用金庫および同一の店舗の普通預金口座に限る。）へ振り替えます。

（４）当金庫が特に定める場合を除き、『たかしんスマホ通帳』にて開設した定期預金口座については、登録普通預金口座のお取引店とし、届出印鑑は登録普通預金口座の届出印鑑と共通とします。

（５）定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

１０．（『たかしんスマホ通帳』による定期積金取引に関する注意事項）

（１）『たかしんスマホ通帳』により当金庫所定の定期積金取引を行うことができます。定期積金の新約については、同一名義で、『たかしんスマホ通帳』に普通預金口座または総合口座の普通預金部分（通帳レス口座を含む。）をご登録いただいた場合のみ、受け付けます（以下本条において、ご登録いただいた普通預金口座を「登録普通預金口座」という）。

（２）本アプリを利用した定期積金取引においては、本アプリでの表示により通帳・証書の記載に代えることがあります。

（３）毎月の掛込金については、原則、同一信用金庫内の登録普通預金口座から振り替えます。また、満期日に、原則、掛込金振替元の登録普通預金口座に掛金総額と給付補填金を振り替えます。

（４）当金庫が特に定める場合を除き、『たかしんスマホ通帳』にて開設した定期積金口座のお取引店は、登録普通預金口座のお取引店とし、届出印鑑は登録普通預金口座の届出印鑑と共通とします。

（５）定期積金に関するお取引の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

１１．（通帳レス口座の解約）

（１）通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『たかしんスマホ通帳』における有効な口座情報の提示が必要です。

（２）通帳レス口座を解約した時点で、『たかしんスマホ通帳』では、対象となる預金口座の入出金明

細の確認ができなくなります。

（３）通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

１２．（特約の変更）

（１）この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

（令和 7 年 2 月 25 日現在）